

# 弁護士会照会(弁護士法第23条の2) 利用のすすめ

調査室嘱託 大林 憲司 (51期) ●Kenji Obayashi

皆様にもおなじみの弁護士法第23条の2に基づく照会、いわゆる「23条照会」又は「弁護士会照会(以下では、この呼称を使います。)」と呼ばれるものですが、日々の業務でどのくらいお使いでしょうか。

定型的なものでしか使えないのであまり使っていない、制度としては知っているけれど使い方がよく分からない、という方はいませんか。

弁護士会照会は、ここ10年くらいで照会できる事項(照会先が回答してくれるようにな

った事項)も大きく広がり、当会における照会申出件数も大幅に増加しております(平成20年度は5,657件でしたが、同30年度には14,549件になりました)。

そのため、弁護士会照会は、弁護士業務を行うに当たって、非常に有用な、かつ証拠や必要な情報の収集手段として最低限使いこなさなければならないスキルのひとつになっております。

当会においては、弁護士会照会に関する最新情報は、会員サービスサイト(<https://>

## 資料1 照会申出書(記載例) ※照会事項及び照会理由等は後記記載の事例①のものです。

(弁護士会員用)

照 会 申 出 書

令和〇年〇月〇日

第二東京弁護士会 会長殿

住 所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル  
事務所名 二弁太郎法律事務所  
電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
F A X 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
申 出 人 弁護士 二 弁 太 郎 (印)  
(登録番号 No. 〇〇〇〇〇〇)

当職受任中の下記事件について、弁護士法第23条の2第1項に基づき、下記の照会事項について照会の申出をいたします。

1 受任事件  
(1) 当事者  
依頼者名 甲 野 花 子 (原告)  
相手方名 乙 野 三 郎 (被告)  
(2) 事件名・係属庁・事件番号  
債権差押命令申立事件 (準備中)

2 照会先  
(1) 名 称 株式会社〇〇〇〇銀行 本店 〇〇〇〇課  
(2) 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号  
(3) 電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

該当するものに印を付けて下さい

**手續に関する希望**  
(1) 同一性証明(※)の発行 希望する 希望しない  
※照会申出書と回答書の対応関係(同一性)に関する会の説明  
(2) 照会先への照会書発送方法 普通郵便 速達郵便  
(3) 手数料免除の該当性 国選 扶助  
※国選事件の場合は選任通知書の写しを、扶助事件の場合は扶助決定書の写を添付して下さい。

**上記受任事件に係る過去の照会の有無** なし あり  
※「あり」の場合 受 付 番 号: 20 ー 号  
申 出 年 月 日: 年 月 日申出分

(照会申出書2枚目)

3 照会事項  
貴行本支店・出張所を問わず全店における下記相手方名義の預金の有無、預金口座を有している場合はその支店名、口座科目及び回答日現在の残高をご回答ください。

記  
氏 名 乙野 三郎 (オツノ サブロー)  
住 所 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号  
生年月日 平成〇年〇月〇日

4 照会理由  
依頼者は、相手方を被告とする貸金請求訴訟を提起し、今般、全部認容判決が確定しました(東京地方裁判所令和〇年(ワ)第〇〇〇〇号判決正本、判決確定証明書各写し)。  
しかしながら、相手方は、同確定判決に基づく債務を履行しようとしないので、依頼者は、相手方財産に対する強制執行により同確定判決の内容を実現するほかありません。  
そこで、相手方財産の内容を特定のうえ、当該財産に対する強制執行を申し立てるために、本件照会を申し出た次第です。

以上

(注意事項 … 照会申出書に記載するものではありません。)

※1 依頼者以外の名義の口座であっても、債務名義を有する場合には、かなり多くの金融機関が全店照会(本店・支店等を問わず全店の情報を照会すること)に応じてくれます。他方、債務名義がなければ、名義人の同意がないと回答が得られないのが通例です。  
※2 金融機関ごとに、専用の照会用書式があったり、添付資料が異なったりしますので、必ず会員サービスサイトをご参照ください。

niben.jp/member/)内の「弁護士会照会(23条の2)」に掲載しておりますので、是非そちらをご覧ください。

さて、ここからは、以前からよく利用されている事例はもちろん、ここ数年で回答が得られるようになった事例、さらにはそれらの照会申出をする際の基本的な注意事項など、弁護士として最低限これくらいは知っておかなければならない弁護士会照会の基本的な事例について、ご紹介させていただきます。

なお、これからご紹介する照会申出事例においては、それぞれの照会先によって、所定の書式や添付資料等が必要な場合があります。本記事で記載している注意事項は、文字数に限りがある関係で必要最小限にしておりますので、実際に照会申出をされる場合には、前記会員サービスサイトをご参照ください(現在、改訂作業中であるため、本記事の記載と若干異なることもあります。ご不明な点等があれば、当会審査担当の調査室嘱託までお問合せください。)

## 1 金融機関 (預金の有無・残高)

資料1のとおりです。

## 2 運輸局 (自動車の登録名義人)

### [照会事項]

下記ナンバーの自動車の所有者及び運行供用者の住所・氏名等の詳細証明書記載事項の内容につきご回答ください。なお、回答に代えて、登録事項等証明書(詳細証明)の写しをご送付いただいても構いません。

記

登録番号 ○○12ふ3456

### [照会理由]

依頼者は、平成○年○月○日、○○県○○市○○1-2-3で発生した交通事故の被害者であり、相手方は加害車両(照会対象車両)の

運転者です。相手方が行方不明であり、訴訟提起を行うにあたり、上記加害車両の同一性、並びに、前記事故時及び現在の所有者及び運行供用者の住所氏名を特定する必要があるため、本照会に及びました。

### [注意事項]

※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会が照会先となります。

## 3 携帯電話会社(契約者の 氏名・料金引落口座等)

### [照会事項]

下記番号の携帯電話に関し、令和○年○月○日から同年○月○日の間における以下の事項についてご回答ください。なお、前記期間前に契約が終了(解約)又は番号変更(改番)している場合には、それらの時点における照会事項2について、前記期間前にMNPにより転出している場合には、その時点における照会事項3について、それぞれご回答ください。

記

090-1234-5678

#### 1 基本事項

- ・契約者住所 \*
- ・契約者氏名(フリガナ) \*
- ・契約年月日(利用開始日) \*
- ・契約者生年月日
- ・連絡先電話番号

#### 2 契約終了(解約) / 番号変更(改番) \*

- ・契約が終了している場合は、終了事由、終了日及び契約終了時点での上記1の各事項
- ・番号変更している場合は、新電話番号及び上記1の各事項

#### 3 MNP(モバイル・ナンバー・ポータビリティ) \*

- ・MNPにより番号転出している場合は、その事実、転出日及び電話番号使用事業者又はグループ名(貴社が該当電話番号の管理事業者であるとき)

#### 4 支払方法／状況

- ・支払方法（口座振替、クレジット払、請求書払の別）
- ・口座振替の場合：取引銀行、支店名、口座番号及び口座名義人
- ・クレジットカード払いの場合：クレジット会社名
- ・請求書払の場合：請求書の送付先

#### 5 該当電話番号がプリペイド式携帯電話の場合

- ・購入者の住所
- ・購入者の氏名

##### 【照会理由】

依頼者は、依頼者の夫である甲野太郎と不貞関係にある相手方に対し、損害賠償を求めべく準備中ですが、依頼者は、夫甲野太郎の不貞行為の相手方について、照会対象にかかる電話番号しか知りません。そこで、相手方を特定し、損害賠償請求をするため本照会を行う次第です。また、判決取得後、速やかに相手方の預金等を差し押さえるため、上記のとおり照会します。

##### 【注意事項】

- ※1 上記照会事項は、株式会社NTTドコモに対する照会です。同社からは、「\*」を付した照会事項を必ず記載するように要請されております。他の携帯電話会社からは、照会事項に関する特段の要請はありませんが、照会理由から必要性及び相当性が認められる照会事項のみ回答がなされます。
- ※2 通信の存在、状況及び通話内容等を記載すると、通信の秘密を理由に、回答を拒絶される可能性があります。

## 4 警察署 (物件事故報告書)

##### 【照会事項】

下記事故の事故状況についてご回答ください。回答に代えて、下記事故に関して作成さ

れた物件事故報告書、又は現場見取り図等の記録をお送りいただいても構いません。

記

事故照会番号 ○○警察署 第123号  
事故発生日 平成○年○月○日  
午前○時○分頃  
事故発生場所 (略)  
当事者(甲) 甲野 太郎  
(平成○年○月○日生)  
当事者(乙) 乙山 次郎  
(昭和○年○月○日生)

##### 【照会理由】

上記交通事故（物損事故）について甲野太郎から損害賠償の示談交渉事件を受任したところ、事故態様について双方の主張に食い違いがあるため、物件事故報告書を確認し、適正な損害賠償をなすため、本照会に及びました。

##### 【注意事項】

- ※1 物損（物件）事故の資料は、検察庁ではなく警察署が照会先になります。
- ※2 警察署によっては、物件事故報告書の回答を拒否する場合があります。

## 5 検察庁 (交通事故の不起訴記録)

##### 【照会事項】

下記交通事故の事故状況についてご回答ください。回答に代えて、下記交通事故に関する刑事記録中の実況見分調書等、開示可能な記録の写しをご送付いただいても構いません。

記

発生日時 平成○年○月○日  
午前○時○分ころ  
発生場所 (略)  
被疑者 甲野 太郎  
(平成○年○月○日生)  
乙山 次郎  
(昭和○年○月○日生)

送致警察署 ○○警察署  
送致日 平成○年○月○日  
送致番号 甲野 太郎 第123号  
乙山 次郎 第456号  
送致罪名 自動車運転過失傷害

**【照会理由】**

上記交通事故について甲野太郎から損害賠償の示談交渉事件を受任したところ、事故態様について、双方の主張に食い違いがあるため、実況見分調書等を確認し、過失割合を明らかにして、適切な損害賠償を行うため、本照会に及びました。

**【注意事項】**

- ※1 確定判決の場合は、弁護士会照会ではなく、刑事確定訴訟記録法に基づいて、管轄検察庁の記録係で閲覧謄写をする必要があります。
- ※2 東京地検、同立川支部及び各区検、並びに、横浜地検・同各支部及び各区検の交通事故不起訴記録の開示については、所定の「交通事件の不起訴記録閲覧・謄写依頼書」及び「委任状」の添付と謄写料が必要です。
- ※3 東京地検の交通事故記録の照会の送付先は、交通部ではなく霞が関本庁です。

**6 出入国在留管理局 (出入国の有無等)**

**【照会事項】**

下記の者に関し、以下の事項についてご回答ください。

記

氏名 甲野 花子 (コウノ ハナコ)  
生年月日 昭和○年○月○日  
本籍 (略)  
住民票上の住所 (略)

- 1 平成○年○月○日より前における出国の有無
- 2 上記事実がある場合、平成○年○月○日直近の出国の年月日、出国先

- 3 平成○年○月○日から現在までの出入国の有無
- 4 上記事実があるとするれば、入国、出国の各年月日、出国先

**【照会理由】**

当職は依頼者を原告とし、相手方を被告とする損害賠償請求事件につき東京地方裁判所に訴訟を提起したところ、相手方に対する訴状は平成○年○月○日に相手方の父親がいったん受領したものの、「花子は外国に行ってしまった現在どこにいるか分からない」と裁判所に連絡してきたので、訴状送達の効力が争われています。相手方が現在国内にいるか否かを確認し、送達の効力を確認するため、また今後の送達をどこに行うか判断するために、本件照会申し出に及びました。

**【注意事項】**

- ※回答が得られる照会事項の詳細については、会員サービスサイト内にある「法務省出入国在留管理庁からの照会案内」をご参照ください。

**7 外務省領事局海外邦人安全課 (在外邦人の所在)**

**【照会事項】**

下記の者の海外における住所地をご回答ください。

記

氏名 甲野 太郎 (コウノ タロウ)  
生年月日 昭和○年○月○日  
本籍地 (略)  
最後の住所 (略)  
調査対象国又は地域 フィリピン

**【照会理由】**

依頼者と相手方甲野太郎とは、平成○年○月○日に死亡した被相続人甲野一郎の子であり、被相続人の遺産分割協議を行う必要がある。しかしながら、相手方は、平成○年ころフィリピンに渡航した後、その所在地や連絡先等を依頼者に全く伝えていないことから、

現在は連絡が取れない。そこで、相手方の所在確認のため、本照会に及びました。

#### 【注意事項】

- ※1 本照会には、照会申出書のほか、外務省所定の「所在調査申込書」提出が必要です。
- ※2 訴状送達のための所在調査であれば、「外務省領事局政策課」に対して、同様の照会を行うこともできます。

## 8

### 医療機関 (傷害の内容・程度)

#### 【照会事項】

平成○年○月○日発生の交通事故において受傷し、貴院整形外科に通院中の下記患者に関して、診療録等の記載に基づいて以下の事項につきご回答ください。回答に代えて、前記交通事故発生日以降の診療録、画像、検査記録、診療報酬明細書、その他診療に関して作成された一切の資料の写しを送付いただいても構いません。

#### 記

氏名 甲野 太郎 (コウノ タロウ)  
生年月日 昭和○年○月○日  
性別 男性  
住所 (略)

- 1 初診時の症状
- 2 上記1の症状に関する他覚的所見の有無、及び、ある場合はその具体的内容
- 3 回答日直近の受診時の症状、並びに、これに対する治療方針及び治療内容
- 4 就労制限の内容及び期間、並びに、その医学的根拠
- 5 回答日直近の受診時時点での症状固定の有無、既に症状固定している場合には症状固定日、未だ症状固定していない場合は症状固定が見込まれる時期

#### 【照会理由】

依頼者は、相手方甲野太郎氏から、平成○年○月○日に発生した交通事故において相手方の受けた傷害について損害賠償請求を受け

ております。相手方は、現在も、貴院において通院を継続しておりますが、依頼者としては相手方がすでに症状固定の状態ではないかと考えております。そこで、今後の損害賠償の交渉において、相手方の現在の症状及び今後の治療予定等を把握して、適正な賠償をなすため、本照会に及びました。なお、本照会事項については、患者の同意書を添付の上、弁護士会照会による照会であれば応じる旨、照会先から事前の承諾を得ております。

#### 【注意事項】

- ※1 意見を求める照会申出は、原則として認められません（本件照会事項にも意見を求めるものが含まれています）。但し、照会先である医師又は医療機関との間で事前協議が行われ、照会先において容易に判断できるとされた場合や、任意に回答に応じるという場合にはこの限りではありませんので、その旨を申出書の照会理由の末尾に記載してください。
- ※2 医師は、法律上の守秘義務を負っており（刑法第134条第1項）、ほとんどの医療機関から、患者本人が依頼者か相手方かを問わず、「同意書」の提出を求められます。
- ※3 同意書には、診療録、画像、検査記録、看護記録、診療報酬明細書などの関連資料の閲覧謄写に関する同意も含めておく方が、回答に代わる診療録等の閲覧謄写が認められやすく、後の証拠収集の手順にも役立ちます。但し、照会先の負担も考慮して可能な限り、診療科や期間を限定してください。
- ※4 照会先から手数料を請求されるのが通例です。もしも想定を超える手数料が発生する場合には予め連絡が欲しい場合は、照会申出書にその旨を記載してください。また、手数料は、回答書の受領後すみやかに照会先に直接お支払いください。

9

**生命保険会社**  
(生命保険契約の有無・内容等)

**【照会事項】**

下記対象者について以下の事項をご回答ください。

記

対象者 甲野 太郎 (コウノ タロウ)  
生年月日 昭和〇年〇月〇日生  
性別 男性  
住所 (略)

- 1 同人を契約者または被保険者とした生命保険契約の有無
- 2 生命保険契約があった場合その内容
- 3 保険金受取人指定の有無、指定があった場合その氏名
- 4 解約返戻金の予定額
- 5 保険金支払いの有無及びその金額
- 6 解約があった場合その時期、解約返戻金の額

**【照会理由】**

依頼者は、相手方を被告とする貸金請求訴訟を提起し、今般、全部認容判決が確定しました(東京地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇号判決正本、判決確定証明書各写し)。しかしながら、相手方は、同確定判決に基づく債務を履行しようとしないので、依頼者は、相手方財産に対する強制執行により同確定判決の内容を実現するほかありません。そこで、相手方財産の内容を特定のうえ、当該財産に対する強制執行を申し立てるために、本件照会を申し出た次第です。

**【注意事項】**

※損害保険会社や各保険協会等も、同様の照会に対して回答をする場合が多いです。

10

**裁判所(同一業者に対する訴訟の有無等)**

**【照会事項】**

平成〇年1月1日から平成〇年12月31日

までの間に、御庁に、〇〇株式会社(本店：(略))を被告とする代金返還請求、損害賠償請求または不当利得返還請求事件が提起された事実がありますか。

あるとすれば、対象となる全事件について、受理年月日、事件番号、事件名、係属部、終了・係属の別をご回答ください。

**【照会理由】**

依頼者は、貴金属の訪問販売等を業とする相手側を被告として、同社の詐欺を理由に、同社から購入した貴金属の代金返還請求訴訟を提起しました。依頼者が調査したところによると、相手方から貴金属を購入した多数の者が同様の被害を訴えて、依頼者と同種の訴訟も多数提起されていることが分かりました。そこで、これらの多数の被害者の存在を明らかにすることにより、相手方の悪徳商法の実態を証明するべく本照会に及びました。

**【注意事項】**

※事案の内容や受任事件の関連性により異なりますが、必要性及び相当性が認められる場合には、比較的回答される場合が多いです。

11

**国民生活センター**  
(類似の被害の有無等)

**【照会事項】**

国際商品先物取引を営む〇〇株式会社(本店：(略))について、消費者から寄せられた苦情や相談の有無及び内容をご回答ください。

**【照会理由】**

依頼者は、相手方〇〇株式会社が、先物取引に依頼者を勧誘し、その中で、断定的判断の提供、説明義務違反、過当売買等々の違法行為を行い、これによって損害を受けたとして、現在、東京地方裁判所において相手方に対し、損害賠償請求訴訟を提起しています。相手方の勧誘方法などについて他に消費者からセンターに苦情や相談が寄せられていることを明らかにすることによって、相手方が継

続的に違法行為を繰り返していることを訴訟の中で明らかにするべく、本照会に及びました。

### 【注意事項】

※国民生活センター等は、裁判の証拠として使用する場合に限り回答をします。目的外使用とならないようご注意ください。

## 12 ビジネスホテル (旅館宿泊の有無)

### 【照会事項】

下記相手方に関し、以下の事項をご回答ください。

記

氏名 甲野太郎(コウノ タロウ)

生年月日 平成〇年〇月〇日

住所 (略)

- 1 上記相手方は、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間、貴ホテルに宿泊しましたか。

- 2 別紙「領収証(略)」は、貴ホテルが発行したものでしょうか。貴ホテルが発行したものである場合、上記相手方に交付したものでしょうか。

### 【照会理由】

相手方甲野太郎は、依頼者株式会社〇〇の従業員として、依頼者の業務のため、前記期間に貴ホテルに宿泊したとして、別紙「領収証」記載の宿泊費相当額を依頼者から受領しました。しかしながら、相手方が上記期間に出張して貴ホテルに宿泊したことについては疑義があり、もし仮に、宿泊等をしていないことが判明した場合は、相手方に対し、損害賠償請求をすることを検討しています。よって、上記期間に相手方が貴ホテルに宿泊して、宿泊費を支払ったか否かを明らかにするため、本照会に及んだ次第です。

### 【注意事項】

※ホテルへの宿泊の有無についてはプライバシーの観点から回答を拒否される可能性があります。調査対象者の同意書を取得しておいた方が回答される可能性は高くなります。

N  
IBEN

## 第二東京弁護士会会員以外の皆様へ

### 本誌をお求めに なりたい方は

本誌は現在、弁護士会館地下の「ブックセンター」にて販売しております。  
雑誌のオンライン書店富士山マガジンサービス(<http://www.fujisan.co.jp/niben>)のウェブサイトからお申し込みいただくこともできます。

### 本誌NIBEN Frontier [ニ弁フロンティア]を定期購読なさいませんか?

富士山マガジンサービスのウェブサイト(<http://www.fujisan.co.jp/niben>)から簡単にお申し込みいただけます。  
このウェブサイトから(在庫のある)バックナンバーをご注文いただくこともできます。

◆お問合せ先/0120-223-223(フリーダイヤル/24時間365日対応)

※会内研修一覧は、第二東京弁護士会会員専用ページ(<https://niben.jp/member/>)からログインしてご覧いただけます。(逐次更新予定)  
会員専用ページのユーザー登録には、お名前と登録番号をご記入の上、[kanri@niben.or.jp](mailto:kanri@niben.or.jp)宛にメールをご送信ください。  
おおよそ1週間程度で郵送にてID・パスワードをお送りいたします。